

# 鹿児島県隊友会規則

## 第1章 総 則

(根拠)

第1条 この規則は、「公益社団法人隊友会（以下「隊友会」という。）定款」に準拠し、隊友会定款第63条「地方組織」及び隊友会規則第4号「地方組織規則」に基づき、鹿児島県隊友会に必要な事項を定める。

(名称)

第2条 本会は、鹿児島県隊友会(以下「県隊友会」という。)と称す。

(事務所)

第3条 本会は、主たる事務所を鹿児島市におく。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、隊友会定款第3条に基づき、国民と自衛隊のかけ橋として、相互の理解を深めるとともに、防衛意識の普及高揚に努め、国の防衛および防災施策、慰霊顕彰事業並びに地域社会の健全な発展に貢献することにより、我が国の平和と安全に寄与し、併せて自衛隊退職者等の福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防衛及び防災関連施策等に対する各種協力
- (2) 自衛隊諸業務に対する各種協力
- (3) 予備自衛官等に関する支援
- (4) 殉職自衛隊員及び戦没者等の慰霊顕彰に関すること
- (5) 殉職隊員の遺族に対する援助
- (6) 地域社会の健全な発展に寄与すること
- (7) 機関紙等の発行および配布
- (8) 会員の福祉厚生、相互扶助及び親睦に関すること
- (9) 隊友会理事長（以下「理事長」という。）から委託された事業
- (10) その他前条の目的を達成するにふさわしい事業

## 第3章 会 員

(種別)

第6条 本会の会員は、隊友会定款第5条に定めるところにより、次の4種とする。

(1) 正会員

ア 警察予備隊、海上警備隊、警備隊、保安隊及び自衛隊に在職して正常に退職し、隊友会の趣旨に賛同した者

イ 予備自衛官補として採用され、現に予備自衛官補、予備自衛官又は即応予備自衛官として在籍する者で、隊友会の趣旨に賛同した者

- (2) 賛助会員 現に自衛隊に在籍し、隊友会の趣旨に賛同した者
  - (3) 特別会員 前2号以外で隊友会の趣旨に賛同した個人又は法人その他の団体とし個人の特別会員のうち、正会員家族（遺族を含む。）を個人特別会員（家族）とし、その他を個人特別会員（一般）とする。
  - (4) 名誉会員 隊友会に対し多大の功労があり、隊友会本部（以下「本部」という。）総会で承認した者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

#### （入会）

- 第7条 隊友会に入会を希望する者は、名誉会員を除き、隊友会規則第1号第3条に定める入会申込書を県隊友会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。
- 2 会長は、隊友会規則第1号第4条第3項に基づき入会申し込みを受けた場合は、理事長の承認を受けるものとする。
  - 3 入会の細部要領については、別に定める。

#### （会費）

- 第8条 会員は、隊友会定款第7条及び隊友会規則第1号第9条に基づき、次の会費を納入しなければならない。会費は、即日入会者を除き本会において徴収する。
- (1) 正会員は、年額 3,000円とする。
  - (2) 正会員で年会費の10年分(30,000円)を一括前納した者は、終身その会費を免除され、終身会員とする。
  - (3) 特別会員は、個人（一般）会員年額1口10,000円、個人（法人）会員年額1口20,000円、それぞれ10口以内並びに個人（家族）会員年額300円とする。
  - (4) 本会は、必要に応じ終身会員に対し、会運営の一部の負担を求めることができる。その金額は年会費を基準とし、寄付金として処理する。
- 2 特別会員の会費の変更は、支部長等会議の議決による。
  - 3 本会は、徴収した正会員費の10%を本部に納入しなければならない。ただし、当分の間この納入金は免除され、本部からの助成金として扱う。
  - 4 終身会員が帰住先居住地を入会后5年以内に県外に変更した場合においては、本会の残年数に応ずる会費を変更先の県隊友会長に移管する。

#### （任意退会）

- 第9条 本会の正会員及び特別会員は、退会しようとするときは隊友会規則第1号に定める退会届を会長に提出する。

#### （除名）

- 第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって、理事長に対し本部総会における当該会員の除名の上申をすることができる。
- (1) 隊友会定款又は隊友会規則に違反したとき。
  - (2) 隊友会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により理事長から会員の除名の通知があったときは、当該会員に対し、会長

は除名された旨の通知をしなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員の同意があったとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 連続2年以上会費を納入しないとき。

(会員資格の喪失に伴う権利義務)

第12条 会員が、第10条、第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務をのがれる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

#### 第4章 役員等

(役員を設置)

第13条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 県隊友会理事役（以下「理事役」という。） 5名以上50名以内
- (2) 県隊友会監事役（以下「監事役」という。） 2名又は3名

2 理事役のうち、1名を会長、若干名を副会長及び常務理事役とし、又1名の事務局長及び若干名の事務局次長を置く他、必要により臨機の役職を置くことができる。

臨機の役職等設置の都度年度計画等で示す。

(役員を選任)

第14条 理事役及び監事役は、正会員の中から支部長等会議で選出する。ただし、相互に兼ねることはできない。

2 会長、副会長、常務理事役、事務局長等は、理事役会の議決において選出する。ただし、会長については、じ後、総会において承認を受けた後、理事会に推薦して承認を受ける。

(役員職務)

第15条 会長は、県隊友会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会務を分掌して会長を補佐し、会長に事故のあるときはあらかじめ定めた順序でその職務を代理する。

3 常務理事役及び臨機の役職は、業務を分担して本会の事業遂行を図る。

4 事務局長は、本会の会議及び会計並びに一般事務を処理する。

5 監事役は、本会の資産会計及び業務の執行状況を監査する。

6 理事役の選考基準・数及び会務の分掌・分担は別に定める。

(役員任期)

第16条 理事役及び監事役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事役又は監事役の任期は、前任者の任期満了までとする。
- 3 理事役又は監事役は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事役又は監事役としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 役員で心身の故障により職務の遂行に堪えないとき、又は役員たるにふさわしくない行為があったとき、任期中といえども支部長等会議の議決により、解任することができる。

(報酬等)

第18条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給基準については、支部長等会議の議決を経て別に定める。

(名誉会長及び顧問、相談役)

第19条 本会に名誉会長並びに顧問及び相談役をおくことができる。

- 2 名誉会長は、総会において推薦する。
- 3 顧問及び相談役（以下「顧問等」という。）は、理事役会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 名誉会長及び顧問等は会長が必要と定めた事項につきその諮問に応ずる。
- 5 顧問等に関する細部は、理事役会の議決を経て会長が別に定める。

## 第5章 事務局

(事務局)

第20条 本会に、事務を処理するため事務局をおく。

- 2 事務局に関する規定は、理事役会の議決を経て、会長が別に定める。

(書類の備置き及び閲覧等)

第21条 本会の主たる事務所には、常に次に掲げる書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

- (1) 県隊友会規則類
- (2) 理事役及び監事役名簿
- (3) 正会員名簿
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 事業報告・決算書等
- (7) 監査報告
- (8) 総会、理事役会及び支部長等会議の議事録
- (9) その他法令・総会の要求する書類

- 2 前項各号の書類の閲覧等については、隊友会本部の定める情報公開に関する規則等に

よるものとする。

## 第6章 組 織

### (組織)

第22条 本会は、原則として市町村単位に支部をおくほか、分会及び部会をもって組織する。

2 数個の市町村をもって1つの支部を設置する場合、または地域が広範かつ分散する場合は、〇〇地区協議会とする事ができる。

この場合下部組織の名称を〇〇支部又は分会とする。

### (地区協議会及び支部の機能)

第23条 地区協議会及び支部(以下「支部等」という。)は、本会組織の中核・基礎単位として、本会及び自主計画の事業及び活動を行う。

2 支部等は、会員の掌握、会費の徴収、機関紙(誌)の配布、情報の伝達及び会員の親睦等の事業を行う。

### (地区協議会および支部の役員)

第24条 地区協議会に地区協議会長・副地区協議会長を、支部に支部長・副支部長をおき、役員については第14条を準用する。

2 地区協議会長及び支部長(以下「支部長等」という。)は、支部会員の互選又は推薦により総会において選出する。

3 支部長等は、支部等を代表しこの規則の定めるところにより、支部等の業務を統括する。

4 副地区協議会長・副支部長等の役員は、支部長等の定めるところにより、業務を分担遂行し支部長等を補佐する。この際、本会と連携した業務遂行の分担に留意する。

### (分会)

第25条 支部の下部組織として、分会を設けることができる。分会は、会員相互の親睦を深めるとともに、支部活動の基礎となる組織としてその役割に任ずる。

2 分会には、分会員の互選により分会長をおく。

### (部会)

第26条 会員の職域環境、地域別、出身別等それぞれの特性に応じ、部会を設けることができる。

2 部会の活動は、会員相互の親睦・連携を深めるとともに、本会及び支部との連携を密にし、本会の活動に寄与するよう努めるものとする。

## 第7章 会議等

### (種類及び開催)

第27条 会議は、総会及び理事役会並びに支部長等会議とし、総会を分けて定期総会及び臨時総会とする。

2 理事役会は、その構成により全理事役会及び常務理事役会とする。

3 会長は、前第1項の他、その他の役員会を開催することができる。

(構成)

第28条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 理事役会のうち全理事役会は、すべての理事役・監事役をもって、常務理事役会は会長、副会長及び常務理事役をもって構成する。

3 支部長等会議は、第14条の役員及び支部長等をもって構成する。

4 その他の役員会は、目的により第14条の関係役員で構成する。

(権限)

第29条 総会は、この規則で別に規定するほか、次に掲げる事項について議決する。

(1) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(2) 会員除名・規則の変更等重要事項の承認

(3) その他本会の運営に関する重要な事項

2 理事役会は、本則で別に規定するほか、次に掲げる事項について議決する。

(1) 総会または支部長等会議において議決された事項の執行に関する事項

(2) 総会また支部長等会議に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 支部長等会議は、本則で別に規定するほか、次に掲げる事項について議決する。

(1) 各事業年度の事業報告及び決算の議定

(2) 各事業年度の事業及び予算計画の議決

(3) 総会において支部長等会議の議決に委ねた事項

(4) その他会長が付議した事項

4 その他の役員会は、本会運営に関わる事項について協議する。

(招集)

第30条 定期総会は、毎年1回会長が招集する。

2 臨時総会は、理事役会が必要と認め、または会員の10分の1以上もしくは監事から会議の目的を示して請求があったとき会長が招集する。

3 役員会は、次の基準により会長が招集する。

(1) 全理事役会は、原則として年2回定期的に、必要に応じて臨時に開催する。

(2) 常務理事役会は、4半期に1回定期的に、必要に応じて臨時に開催する。

4 支部長等会議は、必要に応じて会長が招集する。

5 その他の役員会は、会長又は関係理事役が要請又は協議して、必要な事項について役員の所掌区分ごと又は関係所掌相互間で随時開催できる。

6 総会の招集は、総会の日々の1週間前までに総会に付すべき事項、日時及び場所を示した書面をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使できることを理事役会で定めた場合には、総会の2週間前までに、当該事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

7 顧問等は、理事役会の要請により役員会に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第31条 総会の議長は、出席正会員の互選により選出する。

2 理事役会及び支部長等会議の議長は、会長とする。

3 その他の役員会の議長は、必要に応じ設ける。

(議決権)

第32条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第33条 総会は総正会員の議決権の過半数を有する正会員の、その他の会議は構成員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(議決)

第34条 会議の議決は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、正会員として表決に加わることはできない。

(議決権の行使)

第35条 総会において、正会員は議決権を行使しなければならない。総会に出席できない正会員の議決権の行使は、書面による議決権の行使、議決権の代理行使、又は電磁的方法による議決権の行使のいずれかによるものとし、当該正会員は議決権の行使書を、又代理人は委任条及び代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとに提出しなければならない。

3 第1項の正会員及び代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

実施要領は年度当該期に示す。

(書面による議決権の行使)

第36条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了時までこれを本会に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の数に算入する。

(電磁的方法による議決権の行使)

第37条 電磁的方法による議決権の行使は、本会の了承を得て、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本会に提出して行う。

2 前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した正会員の数に算入する。

(議決権行使様式等)

第38条 各議決権行使書の記載事項等は、隊友会規則様式第1～様式第5を準用するものとする。

(議事録)

第39条 会議(その他の役員会を除く。)の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 会員又は理事役、支部長等の現在数

- (3) 会議に出席した会員又は理事役、支部長等の氏名
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過、要項及び発言者の発言要旨
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事役の中から、会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第8章 資産及び会計

### (資産の構成)

第40条 本会の経費は、次の各号の収入をもって充てる。

- (1) 本部からの助成金
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

### (資産の管理)

第41条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は理事役会の議決による。

### (会計年度)

第42条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画及び収支予算については、会計年度毎に支部長等会議の議決を経て定める。

- 2 会長は、毎会計年度開始前に次年度予算案について予算報告書を作成し、理事役会に提出しその承認を受け、毎年3月5日までに理事長に報告するものとする。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び収支決算は、年度終了後2ヶ月以内にその財産目録とともに監事役の検査を経て、その後に総会の承認を得なければならない。ただし、決算については正味財産増減計画書を作成し、支部長等会議の議決を経て毎年4月15日までに、監査報告書を添えて、理事長に報告し、その後総会の承認を得ることとする。この際、期日に間に合わない場合は、見込額として報告し修正が必要な場合は、速やかに理事長に報告するものとする。

- 2 前項の規定により報告・承認された書類については、事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (特別会計)

第45条 本会が事業を行うにあたり、必要があるときは特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計は、前条の予算及び決算に計上しなければならない。

## 第9章 見舞金及び香典並びに表彰及び感謝状

(見舞金、香典、表彰及び感謝状)

第46条 見舞金及び香典に関する手続き並びに表彰及び感謝状の贈呈に関する細部の手続きについては別に定める。

## 第10章 規則の変更

(規則の変更)

第47条 この規則は、支部長等会議の議決を経て、総会において、過半数の同意で変更することができる。

## 第11章 補則

(報告)

第48条 定期及び臨時の報告の要領については別に定める。

(委任)

第49条 この規則の施行について必要な事項は、会長が理事役会の議決を経て定める。

2 この規則に定めのない事項については、定款以下の規定を準用する。

(下部組織の規定)

第50条 地区協議会、支部、分会、部会は、この規則を施行するため別に必要な事項を定めるものとする。

2 前項の場合、順序を経て会長に報告するものとする。

付則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

## 例規第1号 入会要領について

### 1 目的

規則第7条に基づき、入会要領の細部について必要な事項を定める。

### 2 正会員の入会要領

- (1) 正会員の入会者は、隊友会入会申込書兼会員カード（以下「会員カード」という。）に会費及び写真を添えて申し込むものとする。
- (2) 入会者のうち、部隊等退職時の入会申込者（以下「即日入会者」という。）は、退職時の部隊において入会手続きを行うものとする。
- (3) その他の県内居住の入会者は、県隊友会において入会手続きを行うものとする。

### 3 居住地移転の届出

- (1) 正会員が居住地を移動する時は、所属支部長（直轄の場合は、県会長）に届け出るものとする。
- (2) 届け出を受けた支部長は、会長（地区協議会がある場合は地区協議会長を経て。）に報告するものとする。
- (3) 本会は、所要の手続きを行い、会員カードを添えて移転先の県隊友会長に通報する。

### 4 特別会員の入会要領

- (1) 特別会員（個人及び法人会員等）の入会者は、入会申込書に会費を添えて申し込むものとする。
- (2) 個人特別会員（家族）の入会要領は、支部長が定める。入会后、支部長は、個人特別会員（家族）及びその正会員の氏名を会長に報告するものとする。なお、会長は理事長の承認を受けるものとする。

### 5 入会申込書等

入会申込書等の様式は、隊友会規則第1号別紙第1、第3及び第4のとおりとする。

### 6 会員証

会員証の様式は、隊友会規則第1号別紙第5及び第6のとおりとする。

### 7 この例規は、平成23年4月1日から実施する。

## 例規第2号 役員の選考基準及び会務分掌区分

### 1 目的

規則第15条に基づき理事役の選考基準・数及び会務の分掌・分担を定め、有為な人材を適正に選出して円滑かつ機能的な会務運営を図る。

### 2 役員の選考基準

(1) 理事役及び監事役については、会長が別に示す役員及び支部長等で構成する「役員選考委員会」で、交代年次の前年度に適任者を選考する。

「役員選考委員会」は、選考した適任者を、支部長等会議に付議する。

(2) 役員は進取の気概及び奉仕の精神に富み、本会の発展に寄与し得る有為な正会員の中から選考する。

選考にあたっては、適材をもって充て、支部その他の利益代表的な選考を戒め公正を旨とする。この際、つとめて陸海空の出身別および地域別の均衡化に留意する。

### 3 役員の数及び会務分掌分担

(1) 理事役の数及び会務の分掌分担は別紙「役員の区分・役職及び任務表」を基準とする。

(2) 監事役は2名を基準として、本会の予算・決算等会計及び会務の執行状況を監査し、会長に報告するものとする。

4 この例規は、平成23年4月1日から実施する。

## 役員区分・役職及び任務表

区分	役職(数)	基本任務	業務項目	業務要領
会長	会長(1名)	会務全般統括		
会長代行	会長代行(1名)	全般・行事等参加代行及び会長が特に指定する事項		
統括GP	統括副会長	会務全般補佐及び会長が特に指定する事項		
第1GP 総務 管理 組織	第1副会長(1名) 常務理事役(数名) 理事役(数名)	1 隊友会の在り方に関する事項	県隊友会の在り方の検討	・「本会の在り方」についての継続的な検討
		2 組織に関する事項	(1) 本会組織・機能の効率化 (2) 支部等組織の改編 (3) 未結成等地区的支部等の結成	・会本部組織の状況に応じた改編及び役員等の任務区分の明確化 ・予備自部会等の構成 ・顧問・相談役等の構成 ・市町村合併に伴う支部等組織の改編促進 ・休眠・未結成地区的支部等結成の促進
		3 会員に関する事項	(1) 会員の掌握及び名簿の管理 (2) 会員・会勢の拡大 (3) 福利厚生及び再就職の支援	・全会員の所在確認及び名簿の作成管理 ・即日会員の入会促進拡充の検討・入会促進 ・女性・特別会員入会の勧誘拡充 ・適宜の福利厚生事業及び再就職支援の推進
		4 規則に関する事項	規則、例規等の改正監理	規則等改廃の起案、手続き、徹底等の措置
		5 総務に関する事項	(1) 総会の主催 (2) 総務事項にかかわる一般事務の遂行	・総会の企画・準備・運営 ・他GP所掌を除く、総務全般にかかわる一般事務の処理
第2GP 市民 広報 地域	第2副会長(1名) 常務理事役(数名) 理事役(数名)	1 市民活動等支援の在り方に関する事項	市民活動等支援の在り方の検討	・「市民活動等支援の在り方」についての継続的な検討
		2 防衛諸活動に関する事項	(1) 一般市民への防衛思想の普及・啓蒙 (2) 防衛問題諸施策等の推進 (3) 国民保護法・防災行政への貢献策推進 (4) 防衛議員連盟等との連携	・本会・支部等主催のゼミ、講演会等の開催及び一般市民の参加の促進 ・防衛体制整備等の請願の積極的提出及び署名活動等の推進 ・県市町村等自治体の保護法制・防災行政施策への連携・貢献策の検討・推進 ・防衛議員連盟・会員議員の拡充要請及び連携の推進
		3 会員の啓蒙に関する事項	防衛思想に関する事業、行事、研修会活動	・会員の防衛諸問題研修会等の参加、意見交換、開陳等の推進 ・会員のための防衛問題研究会等の開催
		4 奉仕活動に関する事項	ボランティア・地域活動の推進	・会本部・支部等の奉仕活動の積極化 ・奉仕・福祉活動の行政及び関係団体との協同参画行動の推進 ・奉仕活動の積極的な広報
		5 広報に関する事項	会活動の周知・伝達	・本会・支部等の会議、活動、会員情報等の会員、予備自等への伝達、「隊友さつま」の発行 ・隊友誌・デフェンス誌への積極的投稿 ・地方紙、町内会誌等への活動投稿
第3GP 部隊等 親睦 諸団体	第3副会長(1名) 常務理事役(数名) 理事役(数名)	1 部隊等の支援の在り方に関する事項	部隊、地本等支援の在り方の検討	・「支援の在り方」についての継続的な検討
		2 部隊、地本等支援に関する事項	(1) 平和協力業務・派遣の支援 (2) 部隊行動・訓練激励の支援 (3) 部隊、地本等活動・行事の支援 (4) 予備自、予備自補等の激励支援 (5) 部隊等との連絡調整の推進 (6) 募集・援護協力の在り方の検討及び推進	・派遣部隊・隊員及び留守家族の激励・支援 ・災害派遣、検閲、特殊訓練等部隊の行動、訓練等の激励・支援 ・部隊等活動(防災訓練等)、行事(記念日、慰霊祭等)の慰問、参加等による支援 ・予備自等招集訓練時の顕彰、激励等支援 ・部隊等一般情報・本会への要望、期待等把握(部隊等との懇談会等の実施) ・上下司令部等との連絡調整及び連携活動 ・募集、援護、遺族業務等への協力・支援の地本との協議検討及び推進 ・予備自等入退職、身上把握及び通報処置

区分	役職(数)	基本任務	業務項目	業務要領
第3GP 部隊等 親睦 諸団体	第3副会長(1名)	3 親睦活動に関する事項	(1) 本会親睦活動の推進 (2) 支部等の親睦活動の活性化 (3) 支部等間の親睦活動交流の推進 (4) 関係諸団体等との親睦の拡充	・ 会全般の親睦活動の拡充及び融和団結の促進、特に全支部等が参加できる親睦会の開催 ・ 各支部等により各種親睦会等を計画、及び諸活動への積極的参画意識の振興 ・ 各支部等の親睦活動の門戸開放、PR等による支部等間の交換交流の促進 ・ 積極的PRによる家族、市民団体等の会主催親睦活動への参加拡充促進
	常務理事役(数名) 理事役(数名)	4 協力諸団体等との連携に関する事項	(1) 協力諸団体等の把握 (2) 協力諸団体との連絡協働の促進 (3) 部隊、地本等のOB会・後援会との連携 (4) 入港艦隊に対する歓迎	・ 協力諸団体等の区分とその活動等の調査 ・ 協力諸団体の活動、行事等を通じての融和・親睦の醸成 ・ 協力諸団体との「連絡協議会」創設の検討・推進 ・ 部隊、地本等支援にあたっての同後援会等との協同・連携の検討、推進 ・ 入港艦隊を歓迎する会との連携強化 ・ 会として入港艦隊への積極的歓迎支援
事務局	事務局長(1名) 事務局次長(数名)	1 本会の年度計画及び会議に関する事項	(1) 年度業務・事業計画等の策定 (2) 諸会議の計画・執行	・ 各業務予定の総括及び全業務計画の策定 ・ 総会資料の総括 ・ 各種会議(総会を除く。)の企画・準備・運営
		2 本会の会計に関する事項	(1) 収支予算及び決算業務の遂行 (2) 予算の執行・経理業務の遂行 (3) 資産管理及び会計業務の遂行 (4) 会費・寄付金・助成金の管理運営	・ 貴重経理の適正・効果的な事業配分・運営 ・ 適正厳格な経費の運用 ・ 適宜適正な会費の徴収及び納入事務の推進 ・ 終身会員の運営経費負担要請の推進 ・ 会員の奉仕活動
	理事役(数名)	3 副会長以下理事役の業務推進及び計画実行の補佐に関する事項		
		4 隊友会本部、地本、支部等との連絡調整及び業務一般処理に関する事項	(1) 本部、支部等、会役員等との連携 (2) 上記に係わる業務の処理	・ 本部への定期・随時報告の処理 ・ 本部及び本会指示、通知等事務の処理 ・ 本会資料等の会役員、支部等への送達処理 ・ その他事項の処理等
監理	監事役(2名)	業務の執行監査に関する事項	業務の執行監査の実施	厳正な監査の実施
特定職務	特定団体	副会長(1名)	海自鹿屋OB会	鹿屋地区に関する事項
	特定部隊			
	特定地域	理事役(各地区1名計6名)	川薩・北薩・南薩・大隅・熊毛・奄美地区担当	各地区に関する事項
	職域部会	理事役(1名)	女性部会	女性に関する事項
	隊友さつま	理事役(1名)		「隊友さつま」の発行に関する事項
摘要		1 所掌副会長は、職務遂行を主導し、各理事役等に特定事項を所要の都度指定して担当させるものとする。 2 全般に亘る特別事業等の実施は、分掌にかかわらず委員会(PT)等を創置して遂行するものとする。 3 事務局理事役は、事務局長の定めるところにより職務を分担遂行するものとする。		

## 例規第3号 顧問及び相談役の委嘱基準について

### 1 目的

規則第19条に基づき、委嘱基準及び委嘱数を定め、会長が必要と認めた事項について適時諮問し得る態勢を確立する。

### 2 委嘱の実施

顧問及び相談役の委嘱にあたっては、隊友会活動への功労・貢献度により、理事役会が推薦した者に対し、会長が委嘱する。

### 3 委嘱基準及び委嘱数

#### (1) 顧問 会員以外の適任者 20名以内

ア 国会議員

イ 協力・友好団体等の長

#### (2) 相談役 50名以内

ア 県会長歴任者及びこれに準じた功績のあった会員

イ 県副会長及び支部長等を2期(4年)以上務めた会員で、隊友会の活動に功労があると会長が認めた者。

ウ その他特に理事役会により推薦された会員で、隊友会の活動に功労があると会長が認めた者。

### 4 任期及び解任

(1) 顧問の任期は、その当該職または役職に在る間とする。ただし、本人から辞退の申し出があった場合はこれを尊重して会長が決定する。

(2) 相談役の任期は2年とし、本人から辞退の申し出がないかぎり、自動的に任期を継続するものとする。

ただし、連続して2年以上県の定期総会に出席がない場合は辞退したものとする。

### 5 委嘱状の交付は、通常定期総会において会長がおこなう。

### 6 顧問及び相談役がそれぞれ任期を満了した場合は、任期中の功績に基づき、通常定期総会において感謝状を贈呈するものとする。

### 7 この例規は、平成23年4月1日から実施する。

## 例規第4号 定期及び随時報告について

### 1 目的

規則第48条に基づき、本会の業務実施上必要な定期または随時報告の種類及び報告の時期等を定め、業務の円滑な実施に資する。

### 2 報告要領

種類	報告項目	区分	報告時期	報告内容	報告先
定期報告	会員の表彰 (個人・団体)	本部会長表彰	12月末	「例規第9号表彰及び感謝状の贈呈について」による。	事務局長
		会長表彰			
	感謝状の贈呈 (個人・団体)	本部会長感謝状			
		会長感謝状			
	特別会員	新規	3月10日	氏名、住所、連絡先、勤務先	
	支部定期総会資料	当年度分	総会后10日		
	支部等会員名簿	当年度末現在	3月31日	別紙第1による。	
	支部等会勢状況	当年度分	3月20日	別紙第2による。	
支部等主要事業実績	当年度分	別紙第3による。			
随時報告	会員の死亡	その都度速やかに実施		「例規第8号見舞金、香典等及び慰霊祭助成金の交付等について」による。	協力本部(死亡のみ) 事務局長 災害情報は12 普連第2科長 0995-46-0350
	会員の重度障害				
	会員の火災・風水害被害				
	支部長の交代 (一次的代理含む)			氏名、住所、連絡先、職業等	
	近隣の大規模災害等情報			日時場所、災害の種類規模等	

3 報告にあたっては、規定により書式が定められているものを除き、電話またはファックスにより実施する。

4 この例規は、平成23年4月1日から実施する。



## 支 部 等 会 勢 等 状 況

( 支 部 等 名 )

## 1 会 勢 状 況

区 分			人員数		
			年 会 員	終 身 会 員	計
前年度末正会員数		A	名	名	名
異 動	本部經由即日入会		B	名	名
	県隊友会取扱	入会者	C	名	名
		退会者	D	名( )	名( )
年度末正会員数	(A+B+C-D) (a+b+c+d)		E	名	名
年度末正会員 出身別内訳		陸上	a	名	名
		海上	b	名	名
		航空	c	名	名
		その他	d	名	名

※上表D欄、( )は死亡会員内数

年度末女性会員数	名
----------	---

年度末予備自衛官等会員数	一般	名
	即 応	名
	予備自衛官補	名

年度末特別会員数	個人会員	一般	件
		その他	件
	法人会員等		件

※「その他」欄は、家族会員の件数を記入

## 2 年会費等徴収状況

年会費徴収	寄 付 金		
	終身会員から	年会員から	特別会員等から
名	件	件	件

## 支 部 等 主 要 事 業 実 績

( 支 部 等 名 )

No.	事 業	内 容	実 績	摘 要
1	防 衛 講 演 会	実 施 回 数	回	
2	慰 霊 祭	参 加 回 数	回	
3	募 集 協 力	情 報 提 供 数	名	
		う ち 入 隊 者 数	名	
4	就 職 援 護 協 力	情 報 提 供 数	名	
		う ち 就 職 決 定 数	名	
5	部 隊 行 事	参 加 回 数	回	
		延 べ 参 加 人 員	名	
6	社 会 活 動	実 施 回 数	回	
		延 べ 参 加 人 員	名	
7	親 睦 活 動	実 施 回 数	回	
		延 べ 参 加 人 員	名	

## 例規第5号 会議等参加時の交通費一部負担について

### 1 目的

規則第18条に基づき、役員等が県隊友会の会議等に参加する場合、会長またはその代理者が会員の葬儀、被災及び病気等を見舞う場合、部隊・協力・友好団体の招聘に応じた場合には、役員の負担を軽減して会議等への参加を容易にするため、県内交通費一部補助の基準を定める。

### 2 負担の基準

#### (1) 鹿児島市内で会議が実施される場合

ア 1,000円を基準とする地域

(ア) 薩摩川内市～樋脇町～入来町以南

(イ) 南さつま市金峰町～川辺町～知覧町以北

(ウ) 霧島市以西

イ 1,500円を基準とする地域

前項以外の地域

#### (2) 鹿児島市以外で会議等が実施される場合

会議実施場所から30Km以内は1,000円とし、それ以外は1,500円とする。

#### (3) 会議等が実施される市町村からの参加者については、前各号の適用除外とする。

### 3 会員の葬儀、病気・被災見舞い等を実施する場合、地域に関係なく一律1,000円を基準とする。

### 4 本規定は県の財務状況を勘案して実施するものであり、会長は予算の範囲内においてこれを執行するものとし、支出困難な状況に至った場合は理事役会の承認を得てこれを一時停止することができる。

### 5 この例規は、平成23年4月1日から実施する。

## 例規第6号 支部等の組織について

### 1 目的

規則第22条2項により、支部等組織の再編要領等に関し、基本的事項を定め、会務運営を機能化し得る新組織体制を構築する。

### 2 再編等検討時の考慮事項

- (1) 事業・活動遂行の一体性・機能性
- (2) 組織発揮の有効性・機能性
- (3) 会務運営・親睦活動等の地域性・容易性
- (4) 合併地区組織の役割・構成・財務等を考慮した機能性
- (5) 支部等会員の再編・合併・現行組織に対する全体意向

### 3 再編等検討要領

別に定める組織検討委員会の一案をもって支部長等と協議し、その要領等を概定、じ後地区支部等ごとに協議して決定するものとする。

### 4 地区協議会等の組織

- (1) 地区協議会を設置する場合の下部組織は支部または分会とし、支部の下部組織を分会とする。
- (2) 県隊友会の基礎となる単位組織は、地区協議会または支部とする。

### 5 報告

支部等の新組織が結成された場合の報告は次による。

- (1) 名称
- (2) 地区協議会長、支部長、分会長の氏名、住所、連絡先、勤務先

### 6 この例規は、平成23年4月1日から実施する。

## 例規第7号 役員交代の基準について

### 1 目的

規則第13条に示された役員の交代を円滑に実施して、常に新進気鋭の役員を継続的に登用し会の活性化に寄与する。

### 2 役員の任期

規則第16条に示された2年を基本とする。

### 3 役員の選考要領

- (1) 役員改正の前年度に選考委員会を設置し、支部長等数名及び理事(会長、副会長、常務理事役、監事役、事務局)をもつて構成する。  
委員会の設置時期は、改選の前年度下期とする。
- (2) 改正年度の前年下期に支部長等会議に選考委員会による理事役等候補者を提議し、改正前年度最終支部長等会議で決定する。
- (3) 支部長等は、常に新進気鋭の役員適任者の発掘に努め、改選時期に符合して積極的に推薦するものとする。

### 4、その他

地区協議会及び支部役員の選考にあたっては、この基準に準拠して新進気鋭の役員登用に努めるものとする。

### 5 この例規は、平成23年4月1日から実施する。

## 例規第8号 香典、見舞金等の贈呈及び慰霊祭助成金の交付等について

### 1 目的

規則第46条にもとづき、正会員が死亡した場合の香典等、重度障害、火災・災害等により被災した場合の見舞い金及びに賛助会員が死亡した場合の香典、公務により死亡した場合の供花料の贈呈並びに殉職隊員に関わる慰霊祭助成金の交付要領等について必要な事項を定める。

### 2 正会員に関わる香典等及び見舞金

(1) 正会員が死亡した場合の香典、弔電及び重度障害(別表に示す障害)となった場合並びに火災・風水害により被災した場合の見舞金の贈呈基準は次により、その経費は県が負担する。

ア 香典の基準 5,000円 (香典返しのはがきを事務局に送付)

イ 弔電の基準 1,000円限度の実費 (領収証を事務局に送付)

ウ 重度障害に対する見舞い金 (別表「重度障害等級表」による)

第1級 10,000円 第2級 7,000円 第3級 5,000円

エ 火災・風水害等による被災に対する見舞金

(ア) 火災による場合

a 現に居住する家屋が全焼した場合 30,000円

b 前項以外でその程度により 20,000円～10,000円

(イ) 風水害による場合

a 現に居住する家屋が全壊した場合 30,000円

b 前項以外でその程度により 20,000円～10,000円

(ウ) 被害の程度及び見舞い金額については、当事者、消防、警察及び当該支部長等の意見を聴取してその都度県隊友会長が決定する。

(2) 香典、弔電、見舞金の贈呈は、通常県隊友会長または当該支部長若しくは会長が指名する代理人とする。

### 3 賛助会員に関わる香典及び供花料

(1) 隊友会本部からの賛助会員に関する香典及び供花料の贈呈は、県隊友会長または駐屯地・基地等所在の支部長が実施する。

(2) 賛助会員の死亡に関わる経費は隊友会本部が負担する。支部長等が参列する場合は、県の事務局から支部長等に直接現金を立替送金する。

### 4 殉職隊員に関わる慰霊祭助成金

県隊友会長が主催する殉職隊員の慰霊祭及び自衛隊が実施する殉職隊員の慰霊祭に参加する場合は、隊友会本部の交付金によるほか必要に応じ県隊友会が経費を助成する。

### 5 顧問、特別会員等に関わる香典及び見舞い等

顧問及び特別会員に対する香典、弔電、供花、見舞い金等の贈呈については、その都度会長が決定する。

6 この例規は、平成23年4月1日から実施する。

## 重度障害等級表

等級	障害の程度	見舞金
第1級	1 両眼を失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢を肘関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢を膝関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの	10,000 円
第2級	1 1眼を失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を腕関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの	7,000 円
第3級	1 1眼が失明し、他の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	5,000 円

## 例規第9号 表彰及び感謝状の贈呈について

### 1 目的

規則第46条に基づき、県隊友会が表彰状及び感謝状を上申又は贈呈する場合の基準及び手続き等について必要な事項を定める。

### 2 表彰の実施

表彰は正会員に対して、会長及び支部長等が次の各号1について、その功績が顕著な場合に行う。

- (1) 各種事業を活発に行い、特に公益事業に関する活動が良好であること
- (2) 正会員の増勢及び会務運営活動が良好であること
- (3) 永年にわたり継続して正会員であり、その業績が顕著で他会員の模範であること
- (4) 予備自衛官等である会員が、引き続き10年以上訓練招集に出席していること
- (5) 前号の会員が、予備自衛官等を定年退職するに際し、別紙第1「定年退職する予備自衛官等の表彰実施基準」に該当する場合
- (6) その他会長が必要と認めた場合。

### 3 感謝状の贈呈

感謝状の贈呈は、前条の表彰対象者以外の個人並びに部隊・駐屯地・基地等（以下「団体等」という。）が、次の各号に該当する場合に行う。

- (1) 隊友会の育成と拡充発展に寄与し、その功績が著しいこと
- (2) 隊友会行事に対する直接支援の功績が著しいこと
- (3) 正会員への入会促進支援の功績が著しいこと
- (4) その他会長が必要と認めた場合。

### 4 表彰及び感謝状贈呈の実施区分

表彰及び感謝状贈呈の実施区分は次のとおりとする。

#### (1) 会長

- ア 表彰及び感謝状贈呈の当該事項の内容が県隊友会全般にわたる場合。
- イ 支部長等が会長にその実施を上申し、かつ会長がこれを妥当と認めた場合。

#### (2) 地区協議会長

- ア 表彰及び感謝状贈呈の当該事項の内容が地区協議会全般にわたる場合。
- イ 支部長が地区協議会長にその実施を申請し、かつ地区協議会長がこれを妥当と認めた場合。

#### (3) 支部長

前2号以外の場合。

### 5 表彰及び感謝状贈呈者の選考

- (1) 表彰及び感謝状贈呈者の選考は、表彰等選考委員会（会長、副会長、常務理事役、事務局長）により行なう。
- (2) 表彰等選考委員会は次の事項を行なう。
  - ア 隊友会長表彰及び感謝状贈呈上申者の選考
  - イ 会長表彰及び感謝状贈呈者の選考

ウ その他必要な事項

6 表彰の実施及び感謝状贈呈の時期

表彰の実施及び感謝状贈呈の時期は総会時に行なうことを例とする。ただし、状況により適時随時に実施することができる。

7 会長表彰の基準

(1) 会長の表彰の年間基準数はつぎによる。

ア 第2条第1号、第2号、第3号及び第5号 : 15名程度を基準

イ 第2条第4号 : 該当者全員

(2) 支部長等が表彰を上申する場合の年間基準数は次による。

ア 隊友会長表彰 1名

イ 会長表彰 1名 支部会員が200名以上の場合は、2名上申することができる。

(3) 隊友会長表彰の上申は、原則として会長表彰受賞者の中から選考する。

この際、前回の表彰から隊友会長表彰は5年、会長表彰は4年を経過した者を選考する。県隊友会として隊友会長表彰の上申者数は、3名以内を基準とする。

8 表彰の上申

(1) 会長への支部長等の表彰上申は次による。

ア 時期 当該年度の12月末

イ 様式 別紙第2「表彰上申書」

別紙第3「感謝状上申書」

(2) 隊友会長表彰及び感謝状の上申

会長は、表彰等選考委員会の選考に基づき隊友会長表彰及び感謝状の上申を実施する。

ア 感謝状 部外団体（含自衛隊）及び部外個人

イ 表彰状 部内団体及び部内個人並びに80歳以上部内個人

9 この例規は、平成23年4月1日から実施する。

## 定年退職を予定する予備自衛官等の表彰基準

### 1 表彰基準

表彰は、次に掲げる条件に該当する予備自衛官等に対して行う。

- (1) 正会員で引き続き、5年以上会員であること
- (2) 1年以内に予備自衛官を定年退職する者
- (3) 表彰を受ける年度及び過去5回以上訓練出頭していること
- (4) 前号各号の他、特に県隊友会長が必要と認めた者

### 2 表彰時期及び方法

- (1) 招集訓練に出頭した際、招集訓練の末日に行う。ただしこれによりがたい場合は、それ以降の日に行うことができる。
- (2) 表彰は、表彰状に副賞を添えて行う。

## 表 彰 上 申 書

上申 年 月 日

上申区分： 隊友会長、会長

対象区分： 個人、団体

上申支部等名 地区協議会長 支部長 印

推薦順位	候補者氏名 (団体名)	隊友会役職名 (団体名及び役職名)	推 薦 理 由 ※末項に過去の受賞歴を付記
1			①  ②  ③
2			①  ②  ③
3			①  ②  ③

感 謝 状 上 申 書

上 申 年 月 日

上申区分：隊友会長、会長

対象区分：個人、団体

上申支部等名 地区協議会長 支部長 印

推薦順位	候補者氏名 (団体名)	所属団体名 及び役職等	推 薦 理 由 ※未項に過去の受賞歴を付記
1			①  ②  ③
2			①  ②  ③
3			①  ②  ③